

お知らせ

◆4月からの一部減額のお知らせ
 手当の受給者で、「支給開始から5年経過」または「支給要件に該当した日から7年経過」された方は、手当が一部減額になります。

※次の①～⑤の要件のいずれかにあてはまる場合は、必要な書類を提出すれば減額になりません。

①就業している、②就職活動など自立に向けた活動をしている、③一定のしよがいの

【手当額】所得により異なります
 ※児童が1人の場合
 月額9,850円、
 41,720円

児童扶養手当

ご存知ですか

児童扶養手当と入学奨励金



【対象】①両親の離婚などで、父親と生計をともししていない18歳以下の児童(18歳に達した年度の3月31日まで)または20歳未満でしよがいのある児童の母親や母親に代わって養育している人、②父親が一定のしよがいのある児童の母親

状態である、④疾病等により就業困難である、⑤子どもや家族の介護のため就業困難である場合

減額対象となる方には、「お知らせ通知」と必要書類を郵送しますのでご注意ください。

母子・父子家庭のお子さんに入学奨励金

【対象】母子・父子家庭で、小中学校に入学されるお子さんの保護者(平成20年4月1日現在市内に住民登録がある人)

【支給額】1人につき
 小学校 5,000円
 中学校 10,000円

【受付期間】3月17日(月)～4月14日(月)

【持ち物】申請者名義の預金通帳(ゆうちょ銀行以外)と印鑑

お問合せは、子育て支援課(☎6514)、浅井支所市民福祉課(☎74354)、びわ支所市民福祉課(☎25253)へ。

お知らせ

防災・防犯メール発信中

～登録件数7,000件超～

市では、平成18年11月から「防災情報」「防犯情報」「クマ情報」をメールでお知らせしています。現在、登録件数は7,000件を超え、多くの人に利用していただいています。いざという時の情報入手手段として、ぜひご活用ください。

【登録方法】

○次のアドレスに空メールを

防災情報 nagaml.bousai@mpme.jp

防犯情報 nagaml.bouhan@mpme.jp

クマ情報 nagaml.kumaetc@mpme.jp

○次のQRコードから

防災情報



防犯情報



クマ情報



※登録は無料、パケット通信料等の負担が必要

お問合せは、市総務課(☎6555)へ。

交通災害共済に加入を

～年間掛金 一人500円～

【加入資格】

- ・住民基本台帳に記載されている人
- ・外国人登録をしている人
- ・市内の事業所等に勤務、または学校等に在学している人

※加入者証は2月1日現在の住民基本台帳で作成

【加入手続】

申込書に必要事項を記入の上、500円×人数分の掛金(現金)を添えてお申し込みください。

※口座振込での取扱いはありません。

※自治会でのとりまとめはありません。

【申込期間・場所】

3月中に加入をお願いします。

3月1日～31日(土日、祝日除く)

滋賀銀行・大垣共立銀行・長浜信用金庫・びわこ銀行の市内各本支店、郵便局(県内)、JAレーク伊吹・JA北びわこの市内各支所

4月1日以降

市民協働課、各支所地域調整課

お問合せは、市民協働課(☎6557)、浅井支所地域調整課(☎74351)、びわ支所地域調整課(☎25252)へ。

原油高騰などにかかる相談

(中小企業者向け)

原油価格の高騰や建築着工減少等による影響を受ける中小企業の皆さんへの支援策については、次の制度をご利用ください。

- ①セーフティネット保証制度(民間金融機関) 各金融機関等
- ②セーフティネット貸付制度(政府系金融機関) 中小企業金融公庫大津支店(☎077-524-3825) 国民生活金融公庫彦根支店(☎0749-24-0201) 商工組合中央金庫彦根支店(☎0749-24-3831)
- ③小口簡易資金融資制度

お問合せは、市商工振興課(☎8766)へ。

3月1日から「春の火災予防運動」が始まります

湖北地域消防本部では、「火は見てる あなたが離れる その時を」を合言葉に、住宅防火対策や放火火災防止対策の推進に努めます。皆さんもご協力をよろしくお願いいたします。

放送大学・長浜教室の仮移転

文芸会館から市民会館へ

長浜文化芸術会館改修工事のため、次の期間中、放送大学が仮移転されます。

【仮移転期間】

平成20年4月1日(火)～10月上旬まで

【仮移転先】

長浜市民会館2階会議室(宮司町)

※なお、教材整理のため、3月23日(日)～3月31日(月)の期間、長浜教室(長浜文化芸術会館内)は閉室されます。

お問合せは、放送大学滋賀学習センター(☎077-545-0362)へ。

平成20年度就学援助制度

市では、経済的な理由により就学に必要な経費の負担にお困りの保護者の方に、お子さんの学用品費、学校給食費等の一部を援助しています。

【対象】市内に住所を有し、小学校・中学校にお子さんが在学されている家庭で、次の①・②の条件のどちらかに該当する方

- ①現在、生活保護金品を受給している保護者
- ②世帯全員の前年の所得金額が市の定める基準以下の保護者

【申込み】所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ、年長のお子さんが在学する学校または教育委員会に提出してください。

※平成19年度の受給者も再度申込みが必要です。

【締切り】4月30日(水)

【持ち物】世帯全員の平成19年中の所得のわかる書類

お問合せは、教育指導課(☎6551)へ。

人口透析を受けている人に通院交通費を助成

【対象】次の①～③の条件をすべて満たす人

- ①腎臓機能しよがいのにより、身体障害者手帳の交付を受けている人、②人口透析を受けるために、交通機関を利用し

て月8回以上通院している人、③本人および同居の生計中心者の平成19年度市民税所得割が3万3千円未満の人

【支給対象期間】平成19年4月～平成20年3月

【申請期間】3月18日(火)～4月7日(月)

【持ち物】通院日の証明書、身体障害者手帳、本人名義の預金通帳(ゆうちょ銀行以外)、印鑑

※証明書は、福祉課、各支所市民福祉課にあります。あらかじめ医療機関で証明を受けてください。

お申込み・お問合せは、福祉課(☎6518)、浅井支所市民福祉課(☎74354)、びわ支所市民福祉課(☎25253)へ。